

【入院時食事療養費に係る事項】

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っています。
食事の提供では、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供されます。

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（住民税課税世帯）の方	490円
住民税非課税世帯の方	230円 （91日目以降は180円）
70歳以上で所得が一定水準以下 （低所得者Ⅰ）	110円

入院時生活療養費・生活療養標準負担額

療養病床（3病棟）に入院 する65歳以上の方	食費（1食）	居住費（1日）
一般の方	490円	370円
低所得者Ⅱ	230円 （91日目以降は180円）	370円
低所得者Ⅰ	110円	370円